

田辺市史研究 第3号 抜刷（一九九一年三月）

田辺地域における養蚕業の発展

相
良
英
輔

田辺地域における養蚕業の発展

相 良 英 輔

はじめに

日本の農業は、副業としての養蚕業を抜きには考えられない。養蚕業はまた、製糸業の発展と密接に関係し、貿易部門における重要な輸出品たる生糸生産の基礎であった。「国内養蚕業を基礎とする製糸業の発展が、外貨獲得を通じて日本資本主義の軍事的性格を支える基本条件の一つである」^①ことは周知のことである。

ところで、養蚕業は、群馬・福島・長野など東日本の先進養蚕県のみが産地であったわけではなく、日本の農業は基本的には稲作を主として養蚕を副業にして成立していたと言っても過言ではない。従って和歌山県の農業構造を分析するに際し、養蚕業の占める位置を把握することも必要である。特に西牟婁郡地方は、伊都郡・那賀郡について養蚕業の盛んな地域であり、その発展過程の解明はぜひとも必要である。しかしながら、西牟婁郡地方の養蚕業に関する研究は管見の限り

みあたらない。県下の養蚕業の研究については、安藤精一氏が和歌山蚕桑株式会社について分析されている^②。また『和歌山県史』近現代(一)でその概要をつかむことはできるし、『和歌山県史』近現代史料(五)にも示唆的な史料をみる事ができる。さらに『和歌山県政史』第一巻では、養蚕業に対する県の政策史をみる事ができる。小稿ではこれらの業績に導かれながら、西牟婁郡地方ないし田辺地域の養蚕業について素描してみたい。

なお、具体的な養蚕経営、さらには養蚕農民と製糸業との関係、二者の矛盾のあり方など検討すべき課題は多いのであるが、小稿では研究ノートの的な報告にしかならない点おことわりし他日を期したい。

一、明治期の県勸業政策と養蚕業

和歌山県の勸業政策として、いち早くその施策が講じられ

たのは、養蚕・製糸業の分野であった。^③ 県では蚕糸業を奨励し、明治六年には養蚕技術修得のため富岡製糸場に女性六人を派遣している。さらに同年十一月に水野正らの生糸改会社設立申請が認可された。この改会社の役割は、県内の蚕糸業振興のため、県外移出糸を検査し、製品に製造者名の銘記を義務付けて、粗悪品濫製を取り締まるものであった。さらに翌七年六月には長谷川甚兵衛を養蚕世話掛に任命し、県内各村を巡回させて養蚕業に関する法令規則を周知させ、蚕糸技術の普及にも努めた。また、蚕種製造組合・和組に対して、九年一月、県は桑樹一万株を貸与した。

明治十一年に入ると、県内の蚕糸業の技術向上と振興のための施策が開始された。すなわち、十年に東京・上野公園で開かれた第一回内国勸業博覧会で、県内の蚕糸技術水準が低いことを体験した池田俊夫は、養蚕技術の修得を決意し、県からの資金援助を申請した。県当局も、県内の養蚕業一般の利益にもつながるとしてこれを評価して、池田に費用補助を行った。さらに、県内の生糸が市場で買いたたかれるため、蚕糸業の発展を阻害している現状を憂え、希望者には生糸を買上げることとした。また、生糸の品質向上のため、県内外より優良原蚕種を買い求めて、原価で払い下げる制度も設けたのである。

ところで、県下の繭の生産数量をみると、明治八～十二年を『和歌山県勸業年報』でみても、繭の生産量は記されてい

ない。十七～二十一年を『和歌山県農事調査書』でみると、わずかに年平均〇・三石の生産となっている。〇・三石は小ささか疑問であるが、しかし県下の繭の生産が明治中期ころまではとるに足りないものであったことは確かである。

明治十九年四月、県は和歌山区石橋町（現和歌山市）に模範蚕糸工場を創設し、福島県から男女二人の教師を招いて養蚕技術を教育させた。^④ その後、これを蚕糸業伝習所と改称し、二十一年に廃止するまでの三年間に卒業生三十八人を出した。また、二十一年に那智・伊都・有田・西牟婁・東牟婁の各郡にも伝習所を開設したが、約一年で中止となり、その後は民間にゆだねられた。

ところで、養蚕業は士族授産事業としても奨励されたのであった。県は明治十五年から政府の士族授産資金二万八〇〇〇円余をうけて蚕桑事業を開始した。当初は県営事業であったようであるが、明治二十三年一月、授産資金打切りを契機に、士族自身の経営による和歌山蚕桑株式会社ほか数社が設立されている。^⑤

同二十三年三月には、蚕糸業組合準則が規定された。経験のない者が多量の飼育を試みて失敗したり、粗悪な製糸で声価を失墜したりすることを防止するため、郡市ごとに蚕糸業組合を設立すべきことを規定したものである。組合は産繭の改良、不正取引の禁止、蚕種検査、製糸の指導取締りなどにあたったが、県は一組合三〇円の補助金を出し、巡回講習

会や談話会を開催してこれを援助した。

一方、県内には蚕種の生産者が少なく、他府県からの移入に頼っていたが、粗悪品が多く被害を受ける者が続出したので、明治二十年七月に蚕種検査規定した。当初は検査を委託していたが、同二十九年十一月から県営に改め、県下七か所に検査所を設けて未検査の蚕種の移入、販売を一切禁止したのである。検査員は養蚕伝習所（二十九年再開、三十一年閉鎖）の卒業生であった。県はまた、明治三十五年から蚕種の共同製造を奨励し、蚕種の規格化を計ったので、収繭量の増加に比例して漸増しつつあった蚕病を一扫することができた。県の勸業政策の成果が養蚕業に顕著に現われるのは明治三十年に入ってからである。明治三十四年、第二回和歌山県物産共進会が開催されるが、その出品審査概評には「繭生糸」について次のように記している。

本県ニ於テ蚕業ノ開始以來年ヲ経ルコト未タ久シカラスト雖モ近年其発達進歩ノ状稍見ルニ足ルモノアリテ繭産額ノ如キ實ニ一萬石有餘ニ達セリト云フ、今本回ノ出品表ヲ見ルニ繭ノ出品僅カニ三百五拾余点ニ過キスシテ之ヲ第一回共進会ニ於ケル五百有餘点ノ出品ニ比スレハ自ラ蚕業ノ退歩ヲ示スノ觀ナキニアラスト雖トモ其數ノ多少ノミヲ以テ其盛衰ヲトスルコト素ヨリ難シトス、殊ニ本年ノ如キ上簇中天候不良ニシテ著シク光沢ヲ損シ周密ナル注意ヲ以テ折角完全ニ乾殺シタルモノモ近年稀有ノ霖雨ニヨリ貯蔵中黴

菌ノ犯スル所トナリ中途ニシテ出品ヲ取消シタルモノ多キニ於テ然リトス

繭産額ノ一年増加シツムアルハ統計之ヲ明示シ審査ノ結果色沢形況等ノ良好ナルモノ尠ナカラスシテ前回ニ比スレハ敢テ遜色ナキノミナラス多少改善セルノ形跡アルオ見ル

三十年代に入つて蚕業が少しずつ発達していき、産額も一萬石をこえて品質も改善されてきたことを知ることがきる。

さらにこの「審査概評」では各市郡ごとの出品に対する概評もしている。後に養蚕の主な地域となつていく那賀・伊都と「日高及東西牟婁郡」については次のごとく記している。

那賀郡 本郡ハ蚕業ノ稍盛ナル地方丈アリテ前郡（海草郡——注は筆者）ニ比スレハ聊カ優レルモノアリト雖モ概シテ繭質良好ナルモノム多カラサルヲ憾トス

伊都郡 本県中蚕業ノ最モ隆盛ナル地タルノミナラス前記諸郡ニ比スレハ繭質大ニ優等ナルモノアリ糸量ノ如キモ亦タ各郡市ニ比シ最モ優等ノ位置ヲ占ム。然レトモ一ノ欠点トスヘキハ織度ノ等差稍大ナルニアリトス。蓋シ種類ノ雜駁ナル其一大原因ナルナラン

日高郡及東西牟婁郡 前記ノ各郡ニ比スレハ敢テ遜色ナキ品位ヲ有シ糸量モ尠ナカラス、織度モ亦稍均一ニシテ、優等ノ位置ヲ占ムルノ価値ナキニアラスト雖モ乾殺貯蔵其法ヲ得サルカ為メ黴菌ノ侵害スル所トナリ甚シク繭質ヲ損セ

ルモノ多キヲ遺憾トス。

この「審査概評」からも、本県では伊都郡が「蚕業ノ最モ隆盛ナル地」であり、ついで那賀郡が「稍盛ナル地方」であることを知ることが出来る。そしてこの段階での日高郡及東西牟婁郡は、やや生産技術的な面で未熟なところがあり、繭質を損なうことが多いとしている。

さて、次に養蚕が県下の農産品の中でどのような位置を占めているかをみてみたい。第一表は、明治三十八年県下の主な農産品をみたものである。繭は米、柑橘について三番目の地位を占めているが、生産高は一萬石を少し越えているものの、これは三十年代前半の産額とほとんど変わらない。養蚕業

第1表 明治38年県下の主な農産品

品名	数量	価額
米	564,425石	7,340,125円
麦	236,723石	189,018
柑橘	10,791,136貫	1,472,539
繭	10,801石	443,934
甘藷	5,974,824貫	316,836
茶	117,830貫	70,601

(注)『和歌山県史』近現代史料五 30頁

が急速に発達していくのは、県が積極的にその奨励策をとっていった四十年代からと推定される。

明治四十一年の農商務省『各府県輸出重要品調査報告』^⑦には、和歌山県の養蚕業について次のように記している。

本県ノ蚕業ハ明治十七年以來県費ヲ以テ伝習所ヲ各郡ニ設置シ、

又土族授産金ヲ以テ土族屋敷跡ヲ購入シ桑園ヲ開キ、大ニ之ヲ奨励シテヨリ稍其発達ヲ見ルニ至レリ、而シテ県下ニ於テ最モ斯業ノ盛ナル地ハ伊都郡ニシテ那賀郡之ニ亜キ、全県下ニ於ケル繭ノ総産額一萬八百石ノ内、伊都郡ノ産額三千九百四十石即チ三割六分強、那賀郡ノ産額四百石即チ三割八分弱ヲ占ム(那賀郡ハ伊都郡ニ比シ産額多キモ是レ面積人口トモ伊都郡ノ倍数以上ニ在ルカ故ニシテ、斯業ノ隆盛ナルハ伊都郡ヲ以テ第一ニ推サムルヘカラス)、其他ノ各郡ハ其業微々トシテ尚ホ言フニ足ラス、而シテ本県ハ從來殆ント不良蚕種ノ棄場タルノ觀アリ、各府県ヨリ輸入スル蚕種ハ何レモ甚タ不良ニシテ斯業ノ発達ヲ害スルト少カラサリシヲ以テ、県ニ於テ良蚕種ノ製造ヲ督励シタル結果、最初県内ニテ製造スル框製蚕種ハ七万七千蛾内外ニ過キサリシモノ、明治三十五年ニハ頓ニ二十三万三千蛾ニ増加シ、三十九年ニハ更ニ増加シテ六十七万七千蛾ノ製造高ニ達セリ、隨テ漸次養蚕者ノ失敗ヲ減シ年々良好ノ成績ヲ収メツムアリ、然レトモ本県ノ蚕絲業ハ尚ホ幼稚ノ域ニ在ルヲ免レスシテ、其繭生絲ノ産額ヲ合スルモ一ケ年僅ニ七十八万円ニ過キササルナリ

この「報告」によると、県は明治十七年以降、養蚕業を積極的に奨励し、伊都郡・那賀郡にその成果が現われ、二郡とも明治三十八年年間収繭高は四〇〇〇石前後であるという。しかし、この段階では二郡以外での収繭高は微々たるもので

第2表 明治38年県下の主な工産品

品名	数量	金額
織物	—	9,659,977円
綿糸	989,474貫	2,556,697
酒類	42,372石	1,549,400
漆器	—	855,620
醬油	36,445石	597,459
生糸	5,852貫	336,805

(注)『和歌山県史』近現代史料五 29頁

あり、西牟婁郡でもまだ養蚕業はそれほど普及していないと推定される。蚕種製造についても、明治三十年代後半になって急激に拡大しており、県下の養蚕業がこの時期に発展していることを理解することができる。養蚕業の発展は当然製糸業をも盛んにし、生糸の生産も無視できないものになり、県の重要な土産品となっていた。

第二表は、明治三十八年の県下の主な工産品をみたものである。生糸は、綿織物・綿糸・酒・漆器・醬油について六番目の産額になっている。製糸業の発展していった地域はやはり養蚕業の盛んなところであった。明治三十三年の『和歌山学生会雑誌』^⑧に県下の製糸場が記されているが、一一工場の

内、伊都郡が五工場、那賀郡四工場、海草郡と有田郡に各一工場となっている。さて、県は明治四十二年四月、桑園増殖奨励金交付規程を制定し、郡農会などの団体が種苗を無償配布するため桑園を設けたり、桑園の新設改良に奨励金を出したりする場合、県から補助金を交付することとした。これによって県下の桑

園が増加し、特に山間部では顕著であった。

一方、県農会ではさかんに巡回講習会を開催し養蚕技術の普及に努めた。四十二年には六二回、四十三年七三回、四十四年一二四回の巡回講習会を開いている。こうした努力の結果、養蚕は農家の副業として着実に定着していった。県は同四十四年五月から桑園や共同乾繭場などの施設に対して補助金を交付することとし、桑園関係に一五〇〇円、施設関係に五〇〇円を交付した。さらに同十二月、蚕種蚕病の取締りを強化する目的で和歌山市に蚕業取締所を開設し、翌年には伊都郡橋本町（現、橋本市）に取締所の支所を設置して、取締りの一元化をはかることとした。

こうして県下の養蚕業は、米作農業を支える重要な副業としてますます発展していった。

第三表は県下の収繭量を年次にみたものである。三十年代の収繭量は伸びなやんでいるが、四十年代に急速に生産量がふえていっていることがわかる。

第3表 県下の収繭量

明治 30	341 ^t
31	374
32	441
33	479
34	437
35	356
36	407
37	421
38	378
39	432
40	484
41	506
42	522
43	656
44	814

『和歌山県農業80年の歩み』による。

二、明治期の西牟婁郡における養蚕業

それでは、伊都・那賀両郡について養蚕業の発達していった西牟婁郡について具体的にその実態をみてみたい。第四表は、郡別収繭量を明治二十八年、大正八年、昭和四年、同十五年次にみたものである。那賀・伊都両郡は明治三十年以降、常に他郡を圧倒的に抜きんでている。西牟婁郡は、明治三十年時点ではとるに足りない収繭量であり、もっとも少ないが大正八年では伊都・那賀両郡について三番目に多い収繭量となっている。養蚕地帯としては後発地

第4表 郡別収繭量

	明治30年	大正8年	昭和4年	昭和15年
和歌山市・海草郡	56t	130t	637t	66t
那賀郡	113	921	1,597	666
伊都郡	120	954	1,375	639
有田郡	18	177	480	173
日高郡	15	126	566	175
西牟婁郡	7	248	700	298
東牟婁郡	10	109	303	176
県計	341	2,666	5,659	2,193

(注)「和歌山市・海草郡」は和歌山市・海南市・下津町・野上町・美里町である。
『和歌山県農業80年の歩み』による。

域ではあったが、その後も新興養蚕地域としての地位を築いていった。県下の収繭量の中で西牟婁の収繭量の占める比率は、明治三十八年、大正八年、昭和四年、同十五年の順に、二%、七%、一二%、一四%となっており、収繭量において西牟婁郡の占める比重はしだいに大きくなっていったのである。

第5表 明治中期までの西牟婁郡の収繭量

明治17年	産 繭 高
18	14石 = 525 kg
19	16 = 600
20	30 = 1,125
21	48 = 1,800
22	73 = 2,737.5
23	109 = 4,087.5
24	132 = 4,950
25	177 = 6,637.5
26	156 = 5,850
27	160 = 6,000
28	186 = 6,975
29	164 = 6,150
30	253 = 9,487.5
31	230 = 8,625
32	288 = 10,800
33	312 = 11,700
34	367 = 13,762.5
34	409 = 15,337.5

(注) 1石 = 37.5 kg
『田辺町誌』557頁

それではもっと詳細に、いっごう発展していったかをみてみたい。第五表は、明治十七〜三十四年までの西牟婁郡の収繭量を年次にみたものである。県は二十一年に各郡に蚕糸業伝習所を開設し、積極的に養蚕業を推奨していったが、そのころから西牟婁郡でも徐々に収繭量をふやしている。その後も県の積極的な養蚕奨励政策もあって、養蚕はさらに発展していった。前述のように、二十一年に制定された蚕種

検査規定は、二十九年にさらに強化され、県営検査所が県下七か所設けられたが、西牟婁郡における蚕種は、田辺町・下秋津村・三栖村で各一か所、南富田村においては三か所の分育場で製造された。^⑩各分育場の蚕室、蚕具は蚕病消毒規則に基き、県蚕種検査員立会の上、規定の消毒法を行ない、各分育者が原種を農会に配付した。

明治三十七年度の西牟婁郡農会による蚕種製造事業の収支をみると第六表のようになる。農会の蚕種製造事業は、蚕種の交付を受ける農家から分賦金を徴収し、除去繭・出穀繭・屑繭を売却し、さらに蚕種製造奨励交付金を受け、これらを収入として養蚕教師を雇入れ、蚕種製造人夫を雇って蚕種を製造し、検査を受けて各農家に配付していることがわかる。

さて、四十年代になって、県農会主催の蚕業講習会が盛んに開催されたことは前述したが、四十年七月その盛況ぶりを『紀伊毎日新聞』は次のように述べている。^⑪

本県農会の施設にかかる蚕業講習会の直接間接に利益を与ふる事多大にして当局の指導奨励と相俟って益々発展せんとする兆あるは寔に喜ぶべき事なりとす。……………

県下各部に於ける蚕業は近時著しく進歩し明四十一年度に於て開設さるべき各郡二ヶ所に限る講習会の開設に対しては既記せし如く多数の該会開設の申請者現はれ来り、今又西牟婁郡内より三舞村・田辺町・江住村・湊村・南富田村・日置村・三栖村・上秋津・下秋津の九ヶ町村より申請し

第6表 明治37年度西牟婁郡農会による蚕種製造収支

	内 訳	金 額	備 考
収	前年度繰越金	256,154	
	蚕種交付の会員分賦金	486,330	蚕種 48,633 蛾 1 蛾につき 1 銭
入	不用物品売却金	581,233	除去繭・出穀繭・屑繭
	蚕種製造奨励交付金	145,899	県農会補助金 1 蛾につき 3 厘
	合 計	1,469,616	
支	教師手当	200,000	養蚕教師 1 人雇入
	雇 給	71,660	蚕種製造に要する人夫賃
	原 料 費	1,012,326	16 石 3677 購入 1 石代価 61 円 60 銭
	備 品 費	58,350	消毒用桶・印鑑・衡量器・漏斗框など
出	消耗品費	79,280	台紙・蛾袋・消毒薬品・諸用紙・薪炭・臘燭
	検査手数料	48,000	蚕種検査手数料 1 枚につき 2 銭
	合 計	1,469,616	

(注) 『和歌山県史』近現代史料五 429～430頁

来れるか如き盛況を呈し居れり。

西牟婁郡で講習会開設を申請している九か村をみると、三舞・南富田・日置・三栖・上秋津・下秋津村など後に西牟婁の中の主な養蚕地帯となる村を含んでいる。これらの村が県の奨励策にこたえて、積極的に養蚕業に取り組もうとしている姿勢をみることが出来る。

ところで、西牟婁郡の養蚕業について、明治三十年代以降桑畑の拡大という視点からみると第七表のようになる。

第7表 西牟婁郡の桑畑の面積

明治30年	41 ha
35	55
40	94
45	182
大正 6年	361
11	533
昭和 2年	642
7	812
12	517

『和歌山県農業80年の歩み』による。

県・西牟婁郡ともに四十年代以降、急激に養蚕業が発展していくが、西牟婁郡の桑畑もそれに相応して拡大していることがわかる。

第八表は、三十年以降年次に西牟婁郡の養蚕業の展開を各数量でみたものである。これをみると、飼養戸数は三十年代後半から急増しており、四十年には三十年の五〇%増である。その後もふえつづけ、四十四年は四十年の二〇%増である。

第8表 明治期西牟婁郡における養蚕業の展開

	桑畑	飼養戸数	掃立箱数	取藪量(a)	1枚当取量	県取藪量(b)	a / b
明治30年	41ha	1089戸	—	7t	—	341t	2%
31	47	1262	—	11	—	374	3
32	48	1226	252箱	12	46kg	441	3
33	48	1340	427	14	32	479	3
34	57	1260	464	15	33	437	3
35	55	1105	571	19	33	356	5
36	55	1431	609	21	34	407	5
37	57	1662	680	22	32	421	5
38	58	1684	681	24	35	378	6
39	69	1671	718	24	34	433	6
40	94	1609	1258	31	24	484	6
41	109	1579	971	61	63	506	12
42	117	1675	1080	45	42	522	9
43	140	1856	1479	64	43	656	10
44	167	1947	2541	83	33	814	10

(注) 『和歌山県農業80年の歩み』(和歌山県農業試験場) 1箱=10g 1石=37.5kg

三十年代後半にまず飼養戸数がふえていき、それから数年して四十年代になると、桑畑・掃立箱(枚)数・収繭量も急増していったことがよくわかる。一枚あたり収繭量も四十年代になるとふえており、養蚕技術も向上したことを示している。西牟婁郡の農家戸数は、明治四十年八九八戸、同四十三年から四十五年の平均一万三二二四戸、大正六、七、八、九の平均九〇七三戸となっている。^⑫ やや正確さを欠くきらいがあるが、西牟婁郡の養蚕農家の全農家戸数に占める比率は、明治三十年農家戸数を九〇〇〇戸として一二%になる。同四十年は一八%、四十四年一五%である。明治四十年代に養蚕が盛んになったとはいえ、全農家戸数からみると二〇%に満たないものである。西牟婁郡における養蚕戸数が五〇〇〇戸をこえるのは大正十四年である。

しかし、西牟婁郡の収繭量を県収繭量に占める比率でみると、明治三十年二%、三十一、三十二年三%、三十三、三十四年三%、三十五、三十六年五%、三十七、三十八、三十九年六%、四十年にはいっきょに一二%に拡大し、その後もほぼ一割を占めるようになっていく。四十年代に西牟婁郡は、伊都・那賀両郡につぐ地位を確固たるものにするのである。

さて、西牟婁郡における繭の生産を春夏秋冬別にみると第九表のようになる。明治三十年代では圧倒的に春繭が多く、秋繭はほとんどに足りない数量である。ところが四十年代になると、秋繭の産量が急増していき、四十一年には秋繭が

夏繭の産量を追いこし、その後もますますふえている。春繭・

夏繭・秋繭の産量比率をみると、三十五年八三%、一六%・一%、四十四年六四%・九%・二七%となつていく。秋繭が一%から二七%に拡大している。秋繭産量の増大は、養蚕技術の向上に拠るところが大きいと推定されるが、四十年代に西牟婁郡が収繭量が増大させ、県下第三位の地位を築けたのは秋繭産量の増大によつてい

第9表 明治期西牟婁郡春夏秋冬別産繭高 (単位: kg)

	春 繭	夏 繭	秋 繭	計
明治 35 年	15712.5	2962.5	225.0	18900.0
36	18112.5	2662.5	225.0	21000.0
37	18637.5	2887.5	450.0	21975.0
38	22612.5	2137.5	1537.5	26287.5
39	20902.5	1950.0	1575.0	24450.0
40	24375.0	3900.0	2400.0	30712.5
41	26062.5	2887.5	7162.5	36112.5
42	33412.5	4125.0	9937.5	47475.0
43	45225.0	4087.5	14512.5	63825.0
44	52762.5	7612.5	22350.0	82725.0

(注) 1t=1000kg 1石=37.5kg

『田辺町誌』557頁の表の単位を石からkgにかえて転載。

三、大正期の西牟婁郡における養蚕業

大正期の県内農産物の中で、生産量に大きな変化をとげる

第10表 西牟婁郡の農業生産額比率

		大正3年	大正13年
農業生産額		1746千円	4553千円
内 訳 (%)	米 麦	72.6%	61.8%
	いも類	4.5	3.1
	蔬菜類	8.1	4.1
	特有農作物	0.4	0.1
	柑 橘	2.6	3.5
	養 蚕	6.9	20.1
耕地反当り農産物価額		269円	736円
農家1戸当り農産物価額		182円	396円
粳米反当り収量		1.79石	1.65石

(注) 粳米反当り収量は大正3年の項は大正元～3年の平均、大正13年の項は大正11～13年の平均。
資料は『和歌山県統計書』(『和歌山県史』近現代一の表153を改表したものである)。

第十表は、西牟婁郡の農業生産額の内訳比率等を大正三年のはやはり繭であり、飛躍的に増大する。大正元～三年の平均産量は二四〇貫であるが、同六～八年平均では六二五貫となる。そしてこの時点ですでに生産額においてみかん類を追い抜き、みかん類の二倍近い産額になっている。同十一～十三年平均産量はさらに伸びて七四二貫となっている。⑬ 県内養蚕業の著しい発展をうかがうことができる。大正期の西牟婁郡の農業を稲作の反当り収量、耕地反当り農産物価額、農家一戸当り農産物価額などで他郡と比較してみると、西牟婁郡は東牟婁郡について低い。東西西牟婁郡は農業後進郡でもある。しかし、両郡とも大正期の養蚕は飛躍的に発展していく。

第十表は、西牟婁郡の農業生産額の内訳比率等を大正三年

と十三年で比較的にみたものである。大正三年、養蚕は米麦、蔬菜について三番目の比率を占めているが、同十三年には米麦について二番目であり、しかも比率は三倍にもなっている。大正十三年、県内各郡において養蚕の農業生産額中の比率をみると、西牟婁郡は二〇・一%となっており、これは伊都郡の三五・六%につぐものである。そして那賀郡一八・六%、東牟婁郡一六・八%となっている。⑭

第十一表は、大正期西牟婁郡における養蚕業の展開を各数量で年次にみたものである。大正元年と十五年で比較すると、桑畑・飼養戸数はほぼ三倍になっているが、収繭量は四・五倍にもなっている。養蚕技術の進歩をうかがい知ることができる。一箱(枚)当り収量の伸びをみてもそれがわかる。しかし、県収繭量に対する比率は大正期に入って全く伸びていない。大正期は県収繭量も西牟婁郡と同じく増大していったことがわかる。

さて、大正期西牟婁郡の産繭高を春・夏・秋別にわけ年次にみたのが第十二表である。十一年以降は夏と秋を合計して秋繭の項に記している。夏繭は減少の一途をたどっているが、春・秋繭は増加しつづけている。特に秋繭の増加は著しい。十一年以降の夏繭を三〇〇キログラム以下とみなすと、元年から十五年までに秋繭は五・七倍もふえている。春繭中心の生産から春と秋共に重点をおいた生産になっていったのである。

第11表 大正期西牟婁郡における養蚕業の展開

	桑畑	飼養戸数	掃立箱(枚)数	収繭量(a)	1箱(枚)当収量	県収繭量(b)	a/b
大正元年	182ha	2033戸	2304箱	101t	44 kg	897t	11%
2	179	2117	2434	102	42	910	11
3	199	1928	2046	86	42	891	10
4	228	2555	2586	114	44	1122	10
5	262	3109	3099	142	45	1581	9
6	361	2978	3322	176	53	1997	9
7	388	3113	3566	207	58	2363	9
8	447	3707	4515	248	55	2666	9
9	527	4144	4224	248	59	2427	10
10	528	4031	3563	223	62	2345	10
11	533	3750	15340枚	296	19	2585	11
12	542	4623	15568	310	20	2647	12
13	576	4850	20324	439	22	3118	14
14	564	5293	22118	488	22	3855	13
15	608	5979	22023	457	21	4126	11

(注) 大正11年以降の飼養戸数は春蚕の戸数。
『和歌山県農業80年の歩み』による。

第12表 大正期西牟婁郡春夏秋別産繭高

	春繭	夏繭	秋繭	計	価額
大正元年	66187.5kg	7387.5kg	27525 kg	101100.0kg	111507円
2	70687.5	6262.5	25350	102300.0	129034
3	59887.5	7650.0	18225	85762.5	120747
4	76237.5	8812.5	24750	109800.0	105230
5	87037.5	10987.5	43350	142162.5	194733
6	101737.5	11437.5	66787.5	180037.5	334732
7	120637.5	3975.0	82537.5	207187.5	450202
8	134850.5	5137.5	107737.5	247725.0	718132
9	158362.5	3487.5	85950.0	247837.5	435345
10	160087.5	3000.0	59437.5	222525.0	376331
11	165787.5	—	129975.0	296137.5	863832
12	192153.75	—	118147.5	310301.25	824537
13	208582.5	—	230336.25	438918.75	916131
14	244260.0	—	244147.5	488407.5	1296912
15	249776.25	—	159843.75	409620.0	—

(注) 大正11年以降は夏・秋を合計して秋繭の項に示している。
『田辺町誌』557～558頁による。但し、単位をkgに統一している。
1石 = 37.5 kg 1貫 = 3.75 kg

第13表 大正14年西牟婁郡内町村別春繭実収高 (単位:貫)

町村別	実収高	町村別	実収高	町村別	実収高
田 辺	1217	栗 栖 川	4641	周 参 見	255
稻 成	1248	二 川	1530	日 置	3660
新 庄	479	近 野	1122	三 舞	2554
瀬戸鉛山	132	富 里	1023	東 富 田	2501
下 芳 養	1786	三川豊原	649	西 富 田	1032
中 芳 養	1962	川 添	1825	南 富 田	2412
上 芳 養	948	大 都 河	150	北 富 田	1468
秋 津 川	1158	佐 本	240	生 馬	635
上 秋 津	4002	串 本	450	朝 来	847
下 秋 津	2363	潮 岬	830	岩 田	2243
万 呂	3155	有 田	157	市ノ瀬	566
三 栖	3776	田 並	400	鮎 川	1034
長 野	4430	江 住	725	計	59605

(注) 郡役所と田辺蚕業取締支所の調査(「紀伊新報」大正14年7月22日記事による)。

ところで、西牟婁郡内などの地域、町村で養蚕が盛んであったかを知るため、第十三表に大正十四年西牟婁郡内町村別春繭実収高を示した。二〇〇貫以上の生産高を示す町村をあげると、現在の田辺市域では上秋津・下秋津・万呂・三栖・長野などが該当し、田辺市域外では栗栖川・日置・三舞・東富田・南富田・岩田などの村々が該当する。山間部農村に

第14表 大正14年三栖村夏秋蚕
30貫以上産繭家

産 繭 家	産 繭 高
鈴木六左衛門	48.38 = 181.43 kg
宇井留之助	35.70 = 133.88
坂井房五郎	32.75 = 122.81
那須久平	37.00 = 138.75
鈴木留六	35.00 = 131.25
那須栄七	38.00 = 142.5
廣畑文七	30.00 = 112.5
桃原仲蔵	37.80 = 141.75
桐本定市	38.00 = 142.5
宇井種吉	35.00 = 131.25
掛田甚松	37.00 = 138.75
廣畑安一	30.00 = 112.5
平田喜七	35.00 = 131.25
堀口伊作	35.00 = 131.25

「紀伊新報」大正15年1月6日記事による。

において養蚕が盛んだったことを示している。さて、養蚕農家は一戸当たりどれほどの繭を生産していたのであろうか。第十一表から年間収繭量を飼養戸数で割ると一戸当たり平均生産高が出る。大正元年で一戸当たり約五〇キログラムである。これが同十五年で七六キログラムとなる。主な養蚕農家の生産高はいかほどであろうか。大正十四年三栖村の夏秋蚕三〇貫以上産繭家を列挙したのが第十四表である。三栖村は西牟婁郡の中でも養蚕の盛んな村である。その村で夏秋蚕三〇貫以上産繭家は十四戸である。この年の西牟婁郡における夏秋蚕平均産繭高は四六キログラムであるから三〇貫 \parallel 一一・五キログラムはその二・四五倍となる。最高は四八貫余りであり、それほど頭抜けた養蚕家はいなかった。第十一表から大正十四年の年間蚕種掃立枚数の平均は約

四・二枚である。一枚当たり収繭量は二二キログラムである。夏秋蚕で三〇貫 \equiv 一一二・五キログラムの収繭量があるということは約五枚の蚕種掃立をしていることになる。蚕種一枚を掃立てるのに通例一人(四〇日前後の季節雇)の労働力が必要であるとされており¹⁵⁾、五枚以上掃立てるには、家族労働力のほかに種々の雇用労働力を用いねばならない。三栖村の場合、トップクラスの養蚕農家は家族労働力以外にわずかながら雇用労働力を用いていたと推定される。

料五、四三一頁所収。

¹²⁾ 『和歌山県農業八〇年の歩み』による。

¹³⁾ 『和歌山県史』近現代一、七五八頁。

¹⁴⁾ 同右、七五九頁。

¹⁵⁾ 石井寛治『日本蚕糸業史分析』三七八頁。

(国立和歌山工業高等専門学校教授)

注①石井寛治『日本蚕糸業史分析』四頁

② 『経済理論』(和歌山大学経済学会)八七号所収「和歌山県の土族授産」

③ 『和歌山県史』近現代一、一七六頁。以下の概略は『県史』に拠っている。

④ 『和歌山県政史』第一巻、四八二～四八四頁。以下の概略はこれに拠っている。

⑤ 安藤精一前掲論文。高嶋雅明『和歌山県の百年』

⑥ 『和歌山県史』近現代資料五、四三二～四三三頁所収。

⑦ 『和歌山県史』近現代資料五、三一頁。

⑧ 同右、四三一～四三二頁。

⑨ 『和歌山県政史』第一巻、四八四頁。以下これに拠っている。

⑩ 『和歌山県史』近現代史料五、四二八頁。

⑪ 四十年七月十一日、十四日、二十日付『和歌山県史』近現代資